

# 特定テーマに係る施策の検討状況について

令和3年度 第1回「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の『安全トライアングル』により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

### ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転、健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化**を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

### 【重点施策】

#### 1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

#### 2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

#### 3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

#### 4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

#### 5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

#### 6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

### 【事故削減目標】

#### <全体目標>

- ① 24時間**死者数225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
- ② **重傷者数2,120人以下**
- ③ **人身事故件数16,500件以下**
- ④ **飲酒運転ゼロ**

#### <各業態の個別目標>

- 【乗合バス】 **車内事故件数85件以下**
- 【貸切バス】 **乗客負傷事故件数20件以下**
- 【タクシー】 **出会い頭衝突事故件数950件以下**
- 【トラック】 **追突事故件数3,350件以下**

## 【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

6. 道路交通環境の改善

◆ 自動車運送事業における  
飲酒運転対策

◆ ICTの活用による  
運行管理の高度化

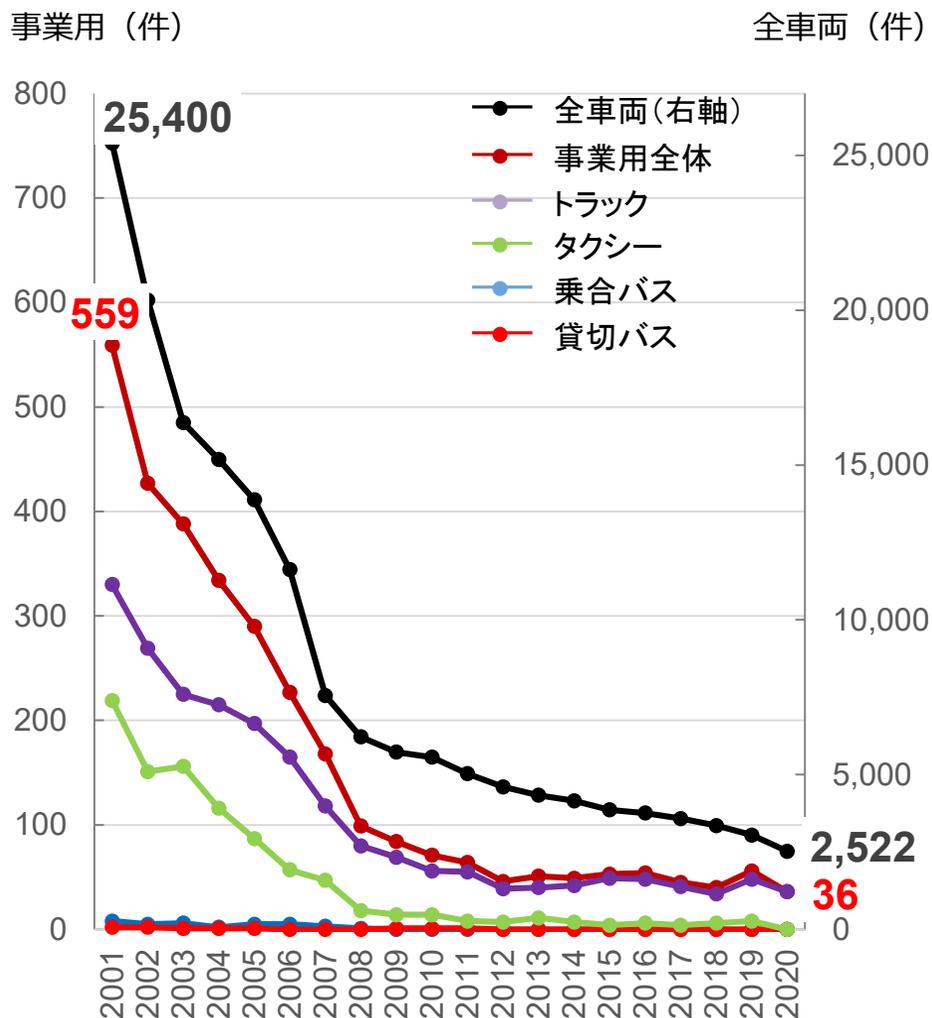
◆ 自動車運送事業における  
高齢者対策

- ◆ **自動車運送事業における飲酒運転対策**
- ◆ ICTの活用による運行管理の高度化
- ◆ 自動車運送事業における高齢者対策
  - ・ 高齢運転者対策
  - ・ 路線バスにおける車内事故対策

# 【これまでの取組】事業用自動車の飲酒運転防止対策

- 飲酒運転による事業用自動車の交通事故は、2001年と比べて大幅に減少しているものの、2020年は 36件 発生。
- 2020年に発生した飲酒運転事故は、全てトラックによるものであった。

## 飲酒運転による事業用自動車の交通事故



## 【飲酒運転防止対策に関する制度改正の変遷】

- **2009年以前の対策**
  - 点呼時に「疲労、疾病、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」の確認の義務付け
  - 必要に応じて、本省又は各地方運輸局において飲酒運転防止に関する通達を発令、監査や運行管理者講習等の機会を捉えて、飲酒運転防止の徹底に関する周知・指導を実施
- **処分基準の一部改正(2009年10月)**
  - 酒酔い・酒気帯び乗務の処分厳格化、飲酒運転等に係る指導監督義務違反の事業停止処分強化 等
- **旅客運輸規則、貨物安全規則の一部改正(2010年4月)**
  - ・ 酒気を帯びた乗務員の乗務を禁止
  - ・ 点呼時において、酒気帯びの有無を確認・記録について、法令(省令)上明確に規定
- **アルコール検知器の使用義務付け(施行)(2011年5月)**
  - 点呼時のアルコール検知器の使用等の義務付け(施行)
- **処分基準の一部改正(2011年5月)**
  - アルコール検知器備え義務違反、常時有効保持義務違反等
- **運転者に対する指導監督マニュアル(2012年4月)**
  - アルコールに関する基礎知識や酒気帯びの運転への影響、仮眠前の飲酒習慣の改善など、事業者が運転者に対して実施すべき安全教育の内容・実施方法等をマニュアル化
- **指導監督マニュアルの改訂(2018年6月)**
  - 飲酒運転防止のための留意点として、「アルコール依存症」に関する内容を新たに記載

# 事業用自動車による近年の飲酒運転事例の傾向

- 平成30年～令和2年に国交省に報告された飲酒運転事例（トラック：109件、タクシー：15件）を分析したところ、3年間の事例は以下の①～③に分類され、**年毎の傾向の変化は特に見受けられない**。
- なお、運行管理者による**点呼前に飲酒していたものの点呼が実施されなかった事例が約4割**、**点呼後に運転者が飲酒した事例が約5割**を占めている。
- 引き続き、昨年度とりまとめた対策の推進により各事例を再発防止を図ることで、事業用自動車による飲酒運転の根絶を実現する。

## ① 点呼前に飲酒していたものの点呼が実施されなかった事例

⇒ 主に7ページ(1)①、8ページ(3)、(4)、(5)により対応

- 運行管理者がいない時間に運転者が出社すること等により、自身で計測も行わず**点呼を受けないまま出庫**し、その後事故発生。
- 運行管理者が不在中に運転者が自身で計測後に**点呼を受けないまま出庫**し、その後事故発生。
- 休息期間を含む（宿泊を伴う等の）運行において、**乗務前点呼が必要であったタイミングでも実施せず乗務を開始**し、事故発生。

等

## ② 点呼前に飲酒しており点呼が実施されたものの酒気帯び状態が見逃された事例

⇒ 主に7ページ(1)②、8ページ(3)、(4)、(5)により対応

- 運転者が**アルコール検知器に自身の息が吹きかからないように吹き方を工夫**してアルコールチェックを逃れたものの、その後事故発生。
- **電話点呼の際に運転者が『異常なし』と虚偽の申告**を行い、アルコールチェックを逃れたものの、その後事故発生。

等

## ③ 点呼後に運転者が飲酒した事例

⇒ 主に7ページ(2)、8ページ(3)、(4)、(5)により対応

- 乗務中に**自宅に立ち寄り飲酒**した後に、事故発生。
- **車内に持ち込んだアルコール飲料**を客待ち時に飲み、ブレーキを緩めたことで車が発進し、事故発生。
- **アルコールインターロック**が装備されていたものの、**飲食店で休憩時の飲酒中もエンジンをかけたまま**にしておき、駐車場から出る際に事故発生。
- 日中、**乗務中の休憩時にコンビニに立ち寄り**アルコール飲料を購入し、その場で**飲んだ後そのまま走行を再開**し、事故発生。
- 食事と一緒にアルコール飲料を購入し、**車内での食事の際に飲んだ後に仮眠をとり、その後走行を再開**し、事故発生。
- **荷下ろし後の帰庫途中にコンビニに立ち寄り**アルコール飲料を購入し、その場で**飲んだ後そのまま走行を再開**し、事故発生。

等

## (1) 点呼の正しいタイミングの周知や、アルコール検知器の要件追加による、 点呼時のアルコールチェックの強化

### ①正しい点呼のタイミングに関する周知

宿泊を伴う運行における休息明けの点呼等、法令上定められている点呼のタイミングについて、運行管理者及び運転者が正しく理解して法令遵守を徹底するよう、周知する。

### ②アルコール検知器の要件追加に向けた検討

運行管理者の記録漏れや運転者による虚偽報告を防止するために、アルコール検知器の要件に、検知結果を自動で記録・保存する機能の追加を検討する。

また、点呼当事者(運行管理者及び運転者)以外の者による点呼を防止するための措置(顔認証機能や映像記録機能等のなりすまし防止策)に係る要件についても追加の検討を進める。

## (2) 運転者に対する、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進

飲酒傾向の強い運転者の飲酒運転の常習化を防ぐべく、運転者に自身の飲酒傾向やアルコールの分解速度を自覚させ、飲酒習慣の自発的な改善を促すような指導監督を推進する。

## (3) 初任運転者に対する、飲酒傾向の確認や重点的なアルコールチェックによる、飲酒運転の習慣化の防止

### ① 雇用時における飲酒傾向の確認

運転者の飲酒傾向を確認するためのチェックリストの作成及び当該チェックリストを使用した飲酒傾向の確認を推進する。

### ② 初任運転者に対する重点的なアルコールチェックの推進

雇用後の一定期間において、特別なアルコールチェック(定期的なアルコールチェック、抜き打ちのアルコールチェック、映像記録型のアルコール検知器の使用等)を推進する。

## (4) 事業者の優良取組事例やアルコール依存症に係る周知

事業者が、飲酒に係る正しい知識を持った上で、運転者の個々の飲酒傾向を確実に把握し、実効性のある指導監督を実施できるよう、指導監督マニュアルにおいて、アルコール依存症を含む飲酒に係る基本知識や他事業者の優良取組事例について充実させる。

## (5) 飲酒運転の実態把握に向けた事故報告規則における報告項目の追加

飲酒運転事案が発生した場合、運転者が飲酒に至った経緯について把握するために、飲酒事故発生時に提出する事故報告における報告項目において、点呼の実施の有無や、飲酒のタイミング等に係る項目を新たに追加する。

# 【現状の取組①】事業者独自の優良取組事例の調査(飲酒運転対策)

- 事業者による優良取組事例を運送業界内に横展開することで、他事業者でも取組を実施する際の参考とされるよう、点呼時に酒気帯びの反応があった運転者に対する指導内容やその他独自の取組、取組を実施する際の工夫点・留意点等について調査。

## 事例① 専門医受診等による依存症の確認

点呼時にアルコールの反応が見られた運転者に対し、所属長が面談した上で、あらかじめ会社側で指定した病院において専門医を受診させる。

医師によるヒアリングや採血の後、14日間の禁酒が指示される。14日後の再度の採血で指示を守れなかったことが確認された場合は、アルコール依存症の治療を受ける。



### 【工夫点・留意点】

- インターネット等で発見したアルコールの『依存症専門医療機関』『依存症治療拠点機関』から治療実績等により病院を選定。
- 事前に病院側に取組の趣旨を説明。

## 事例② 独自マニュアルの作成・活用

関係省庁や業界団体のホームページ等の情報を参考に、アルコールの分解に要する時間等の飲酒にあたっての留意点や事故事例、関係法令、飲酒運転が会社と同僚に及ぼす影響をまとめている。

### 【工夫点・留意点】

- イラストや表を活用することで、文字量を削減しつつ、わかりやすさを追求。
- 10分程度の地元役者が方言で演じるDVDを作成し、伝わりやすさを追求。
- 討議やクイズ等、運転者自身が考える形式で指導。



## 事例③ 家族への協力文書の発出

毎月の給与明細に同封する「社長通信」を従業員の家族に読んでもらうことを通じて、家族に会社の考え方や方針を発信し、協力してもらう。

入社時に、飲酒運転に関する内容が記載された誓約書に、家族（配偶者等）から署名してもらう。



### 【工夫点・留意点】

- 署名を求めるだけでなく、処分内容や給料等への影響を記載した書面を発出。

## 事例④ テキストやビデオを活用した安全教育

業界団体が制作した研修テキスト、セミナーで入手したテキスト、『政府インターネットテレビ』の映像等の関係省庁のホームページ、動画共有サイトの映像、DVD等の既存資料を活用。

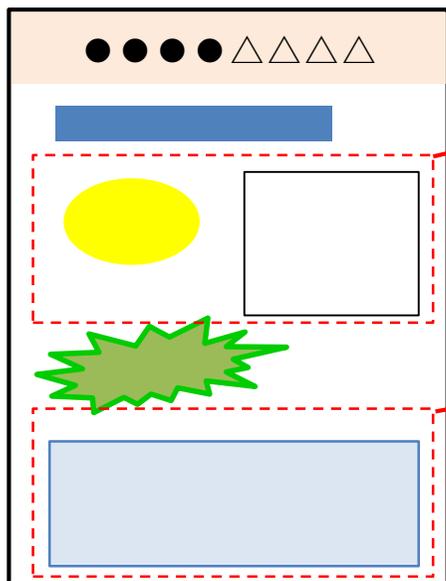
### 【工夫点・留意点】

- 実際の事例を交えながら、自社のケースに置き換えて指導。
- 文字ばかりにならないよう、教材を選択。
- 機器を用いて酔っている状態を体験することで、飲酒運転の危険性を再認識。



※ これらの他、定期的なヒアリングにより運転者を分類し点呼時に個別に声がけを行う例や社内レクリエーションを通じて個人の飲酒習慣や量を把握する例があった。

- 運行管理者及び運転者に法令を正しく理解させるとともに飲酒運転防止に対する意識を向上させることで、法令遵守が徹底されるよう、平易な表現やイラスト等を用いて作成。



オモテ

【法令の正しい理解】

法令上定められている正しい点呼のタイミング

関係法令の該当箇所の内容を平易に書き下すことで、正しいタイミングを解説。

【意識の向上】

点呼後に飲酒した実例と注意すべきポイント

点呼が適切に実施されていた場合においても飲酒運転の事例が存在する旨を紹介し、注意すべきポイントを解説。

【意識の向上】

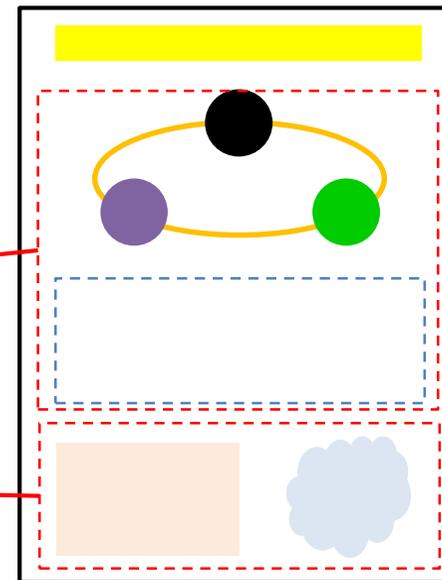
事業者、運行管理者、運転者が意識すべき要点

意識すべきポイントを1つに絞り、キャッチフレーズを設定。

【アルコール基礎知識】

飲酒運転防止にあたっておさえておくべき基礎知識

アルコールの分解に要する時間や望ましい普段の接し方を解説。



ウラ

- 運行管理者がアルコール依存症に関して理解を深めることで、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導・監督が実施されるよう、アルコール依存症の概要やスクリーニング検査方法等の基礎知識やアルコール依存症の治療法等の医学的知見、飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例等の情報を記載。

【記載を拡充するポイントと狙い】

■ アルコール依存症に関する基礎知識

- ・ アルコール依存症の症状等をイラスト付きで細かく解説し、理解促進。
- ・ スクリーニングテストの内容を掲載し、自己判定を可能に。

■ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例

- ・ 周囲の適切なサポートが必要な旨を明記し、具体的内容の例を記載。
- ・ 専門機関の相談窓口がある旨を事業者へ情報提供。

■ 治療法等の医学的知見

- ・ アルコール依存症の治療方法を情報提供し、治療法が存在するという事実を共有することで、飲酒についての意識変革を促進。

■ 事業者独自の取組事例

- ・ 他事業者での取組の参考となるよう、調査した事業者独自の取組事例の詳細を情報提供し、業界全体の自主的な取組を促進。



各業態の指導・監督マニュアルにそれぞれ追記

# 【今後の取組】令和4年度以降に講じる予定の主な飲酒運転対策

- 飲酒運転根絶に向けて、令和4年度以降も引き続き取組を推進することが必要であり、主に以下の取組を実施予定。
- 令和4年度は、**本検討会の下にワーキンググループを設置し、飲酒傾向の強い運転者に対する治療・指導法の検討**や**アルコール検知器の要件追加に向けた検討**等を集中的に実施することとしたい。

## 『機械』に着目した対策強化の検討

### ■ 使用するアルコール検知器の要件追加

- ・ WEBカメラやスマートフォンとの連携等により、アルコール検知器を使用している時の**映像や音声を記録**し、必要に応じて運行管理者に**送信**する機能
- ・ アルコールの検知結果を**自動で保存**する機能
- ・ 顔認証等の、アルコール検知器の使用時に**本人を確認**する機能

等の使用するアルコール検知器の要件厳格化を検討

⇒ 運行管理者の記録漏れ等の**人為的ミス**や運転者の**虚偽報告**や**なりすまし**を防止する方法の確立



据置型



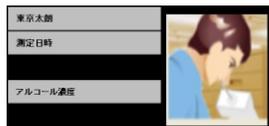
(運行管理者：画面上で確認)



携帯型

検査時にスマートフォンで撮影

(運転者)



(システム：自動で保存)

対策強化後のアルコールチェックのイメージ

## 『人』に着目した対策強化の検討

### ■ 飲酒傾向の強い運転者に対する指導・治療

- ・ 症状が軽度な運転者に対して事業者が**医学的知見を持つ機関と連携して指導**する方法の調査
- ・ 症状が重度な運転者に対して事業者が**取るべき対応**や**把握するべき必要な治療法**の調査

⇒ **運転者への医学的知見に基づいた対応方法の確立**

### ■ 運転者の飲酒傾向の把握

- ・ アルコール依存症の疑いを**早期に発見可能なセルフ簡易スクリーニング検査**の調査・普及促進
- ・ スクリーニング検査及び専門医の受診結果をふまえた、スクリーニング検査の**効果的な運用方法**の検討

⇒ **運転者の飲酒傾向を雇用時に把握する方法の確立**

## 関連制度の整備

### ■ 検討結果を踏まえた実証

⇒ **制度化に向けた実効性等の確認**

### ■ 飲酒運転発生時の事業者による報告項目の見直し

⇒ **飲酒運転に至った経緯のより詳細な把握による対策の改善**

自動車運送事業に係る  
交通事故対策検討会

設置

自動車運送事業に係る  
飲酒運転対策  
ワーキンググループ

ワーキンググループ委員（案）

※ 検討議題によって柔軟な委員構成を想定

<学識有識者>

- ① 交通政策関係
- ② 労務管理関係
- ③ 法的責任関係
- ④ 通信機器関係
- ⑤ アルコール依存症関係（全般）
- ⑥ アルコール依存症関係（療法）
- ⑦ アルコール依存症関係（臨床）
- ⑧ 行動心理関係

<運送業界>

- ① 日本バス協会
- ② 全国ハイヤー・タクシー連合会
- ③ 全日本トラック協会

<検知器業界>

- ① アルコール検知器の業界団体

- ◆ 自動車運送事業における飲酒運転対策
- ◆ ICTの活用による運行管理の高度化
- ◆ 自動車運送事業における高齢者対策
  - ・ 高齢運転者対策
  - ・ 路線バスにおける車内事故対策

## (1) 高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討

遠隔点呼(中継機器を介して行われる遠隔での点呼)について、高度な点呼機器を使用することを条件に、他営業所の運転者に対するIT点呼を認めることを検討する。

## (2) 自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討

自動点呼(点呼支援機器が点呼における確認・指示項目の一部または全てを代替する点呼)の実現に向けて、当該点呼において点呼支援機器が満たすべき要件を検討する。

また、数多ある点呼機器の中から、要件を満たした点呼支援機器を事業者が安心して選べられるよう、点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討する。

## (3) 先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討

### ① 運行指示者の一元化

運行中の他営業所の運転者・車両に対する運行指示を行えるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件(一定の要件を満たす先進技術の使用、営業所の体制等)を検討する。

### ② 運行時以外の運行管理業務の一元化

運行管理者業務の全てを他営業所で行うことができるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件(一定の要件を満たす先進技術の使用、営業所の体制等)を検討する。

# 【現状の取組】運行管理高度化の検討体制について

- 学識有識者・業界団体による検討会を設置し、産学官の連携で運行管理業務の高度化について検討を実施。
- 必要に応じて検討会の監督下において実証実験を行い、遠隔点呼における機器の性能要件や、自動点呼における点呼支援機器の認定制度等、制度設計に関する具体的な検討を実施。
- 令和3年3月に第1回検討会を開催し、以降は年4回のペースで開催。

## 検討会における委員等

### <学識有識者>

(交通政策 (バス・タクシー))

東京海洋大学

① **寺田** 教授

(人流のICT利活用)

東京大学生産技術研究所

② **伊藤** 特任講師

(物流のICT利活用、自動点呼)

運輸・物流研究室

③ **小野** 取締役フェロー

(労務管理関係)

大原記念労働科学研究所

④ **酒井** 主管研究員

(健康管理関係)

東京医科大学

⑤ **小田切** 講師

(法的責任関係)

法政大学

⑥ **今井** 教授 (弁護士)

### <業界団体>

⑦ 日本バス協会

⑧ 全国ハイヤー・タクシー連合会

⑨ 全日本トラック協会

⑩ 日本自動車輸送技術協会

(オブザーバー)

日本貨物運送協同組合連合会

※ これまで、令和3年3月、6月、9月に開催しており、議事要旨や資料については、国交省ホームページに公表済み。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

### 運行管理者の業務

＜一回の運行に係る業務＞

運行計画の作成

乗務前点呼

運行状況に応じた運行指示

乗務後点呼

乗務記録

運行中

＜上記以外の業務＞

- ・ 運転者に対する運転方法等の指導監督
- ・ 運転者に適性診断の受診させること
- ・ 運転者の労務管理
- ・ 運転者の健康管理

### 営業所の枠を超えた実施に向けた検討

#### 遠隔点呼(IT点呼)の対象拡大

点呼に必要な運転者の情報の提供が可能な高度な点呼機器を使用することを条件に、他営業所の運転者に対する遠隔点呼を認めることを検討。



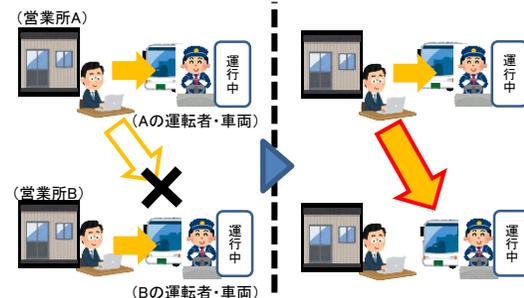
#### 自動点呼の導入

点呼支援機器が点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替できるように、機器の要件を検討。



#### 運行指示者の一元化

運行中の他営業所の運転者・車両に対する運行指示を行えるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件を検討。



#### 運行時以外の運行管理業務の一元化

運行管理者業務の全てを他営業所で行うことができるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件を検討。

## 点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、**原則対面**で実施しなければならない。

運行管理者



運転者

対面点呼の様子

## ICTの活用による高度化

### 遠隔点呼（IT点呼）

**カメラ、モニター等の映像・音声を中継する機器**を介して、**遠隔**で点呼を行うこと。

運行管理者



運転者

IT点呼の様子

#### <主な効果>

- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**
- 新型コロナウイルス等**感染症の予防**

### 自動点呼

**点呼支援機器（ロボット等）**に**点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替**させる。

点呼支援機器

運転者

自動



点呼



+



運行管理者

#### <主な効果>

- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**
- 新型コロナウイルス等**感染症の予防**
- **人的ミスの減少**による点呼の**確実性の向上**

自動点呼のイメージ

# 【現状の取組】遠隔点呼(IT点呼)の検討状況について

- 検討会監督下において**実証実験をR3.4～から実施**し、業界団体から推薦された参加事業者が、**高度な点呼機器を使用した遠隔点呼**を試験的に実施。
- 実証実験の結果を踏まえつつ、**遠隔点呼の制度化に向けて機器要件等を取りまとめ中**。

## <実証実験 参加事業者(R3.4～)>

バス(営業所⇄他営業所の遠隔点呼)	
1	JRバス関東
2	広島電鉄
3	東都観光バス
4	みちのりHD (R3.10～)
5	遠州鉄道 (R3.10～)

タクシー(営業所⇄他営業所の遠隔点呼)	
1	日本交通
2	第一交通産業
3	皆生タクシー (R3.10～)

トラック(営業所⇄グループ企業の遠隔点呼)	
1	ボルテックスセイグン
2	三菱電機ロジスティクス

## 遠隔点呼の制度化に向けたとりまとめ案

### [遠隔点呼の確実性に関する基本的な考え方]

- ・点呼はその**確実性が損なわれるものであってはならない**。
- ・従来の**対面点呼と同等の確実性が担保されるものでなければならない**。

### [遠隔点呼の実施要件]

上記の基本的な考え方を踏まえ、以下の3点の要件を設定。

- 遠隔点呼に使用する**機器・システムが満たすべき要件**
- 遠隔点呼を実施する場所が満たすべき**施設・環境要件**
- **運用上の遵守事項**

遠隔点呼の制度化に向けた中間とりまとめについて

国土交通省

【運営上の遵守事項】

遠隔点呼の制度化に向けた中間とりまとめについて

国土交通省

【施設・環境要件】

施設・環境要件

遠隔点呼の制度化に向けた中間とりまとめについて

国土交通省

【遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件】

2. なりすましの防止

① 事前に登録された運行管理者等以外の者が点呼を執行できないように認証機能を有すること。  
なお、認証機能は、個人を確実に識別できる機能とし、静脈認証や虹彩認証等の生体認証を備えることが望ましい。

② 勤務割りに基づき事前に登録された運転者以外の者が点呼を受けられないように認証機能を有すること。  
なお、認証機能は、個人を確実に識別できる機能とし、静脈認証や虹彩認証等の生体認証を備えることが望ましい。

3. 運行管理者等が確認できる情報

① 下記の点呼に必要な情報について、営業所間で共有し、点呼時に運行管理者等が確認できること  
(点呼に必要な情報)  
1. 日常の健康状態 2. 労働時間 3. 適性診断の結果 4. 指運監督の記録 5. 過去の事故歴 6. 運行に要する携行品 7. 運転者台帳の内容 8. 過去の点呼記録 9. 車両の整備状況

② 運行管理者等が、運転者の顔及び全身を随時確認できること

③ 運行管理者等が、運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できること  
※平常時をどれだけの期間のものとするか、何を確認するべきかは別途検討が必要

④ 運行管理者等が、運行に使用する車両の整備情報を確認できること

⑤ 運行経路を計画した者が入力した運転者に伝達すべき事項を、点呼時に運行管理者等が確認できること

⑥ 運行管理者等が、運転者が携行品を返却したことを確認できること

# 【現状の取組】自動点呼の検討状況について

- 検討会監督下において**実証実験を実施**し、点呼支援機器としてナブアシスト社のTenko de Uniboを使用した**乗務後自動点呼**を試験的に実施。
- 下記2つの期間に分けて運用。
  - 1次期間：1か月間程度（9月）、運行管理者が同席の上で運用。
  - 2次期間：2か月間程度（10～11月）、**運行管理者が原則として同席しない**状況で運用。
- 実証実験の結果を踏まえつつ、**乗務後自動点呼の実現に向けて機器要件等**をとりまとめ中。

## ＜実証実験 参加事業者＞

バス	
1	神奈川中央交通
2	伊那バス
3	神姫バス
4	伊予鉄南予バス
5	西日本鉄道

タクシー	
1	日本交通
2	第一交通産業
3	山三交通
4	実用興業

トラック			
1	東亜物流	6	SAロジテム
2	青葉運輸	7	たいごう大広
3	協同運輸	8	山陽自動車運送
4	エービーカーゴ東日本	9	オーティエロジサービス
5	東海西部運輸	10	関西トランスウェイ

実証実験に使用した点呼支援機器  
(Tenko de Unibo)



実証実験の様子



- ◆ 自動車運送事業における飲酒運転対策
- ◆ ICTの活用による運行管理の高度化
- ◆ **自動車運送事業における高齢者対策**
  - **高齢運転者対策**
  - 路線バスにおける車内事故対策

## (1) 高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例の周知

指導監督マニュアルを通じて、一般的な高齢運転者の事故の特徴(発生場所や発生要因等)を周知し、それらの特徴を踏まえた指導監督を推奨するとともに、他事業者の高齢運転者に係る優良取組事例を周知する。

## (2) 視野障害に関する運転リスクの周知、及び視野検査の受診等の推奨

### ① 視野障害に関する運転リスクの周知

加齢とともに発症率が高くなる緑内障等の視野障害に関する運転リスクを事業者に周知する。

### ② 視野検査の受診等の推奨

眼科での視野検査やスクリーニング検査の受診による早期発見、事業者による受診結果の把握及び治療を促すこと等について健康管理マニュアル等に記載することで推奨する。

### ③ 事故報告規則における健康状態に係る報告事項の追加

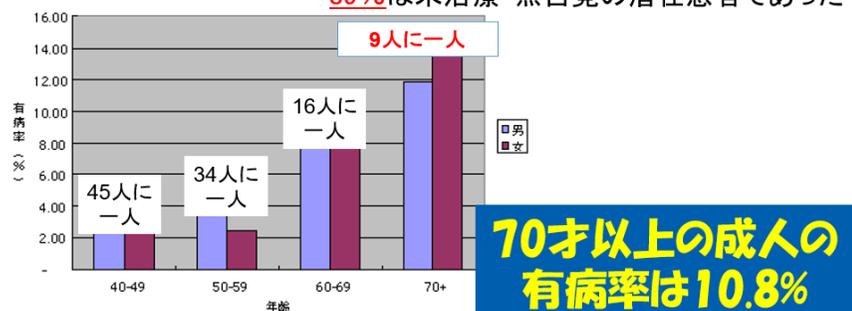
# 【現状の取組】視野障害と自動車事故の関係について

- 高齢者における発症率が高い緑内障等の**視野障害**では、見えている範囲が狭くなったり、部分的に見えなくなる症状が現れるが、視力は維持されているため、**自覚症状が無いま**運転を続けることで重大事故に繋がるおそれがある。
- 視野障害に関する運転リスクを**事業者に周知**するとともに、スクリーニング検査や眼科での視野検査の受診による**早期発見**、事業者による受診結果の把握及び**治療を促すこと**等の推奨が必要。

## 緑内障の疫学(日本)

**TAJIMI STUDY**  
2000年9月～2001年10月  
岐阜県多治見市  
総受診者数 17,800名  
(疫学対象者中3021名受診  
(78.1%))

- 40歳以上の日本人の有病率は約5.0%  
(推定される国内の患者数は約465\*万人)  
\*2016年人口統計から換算
- 正常眼圧緑内障患者が多い
- 検査により発見された緑内障患者のうち**89%**は未治療・無自覚の潜在患者であった



日本緑内障学会多治見疫学調査報告書, 2012, 日本緑内障学会

## 視野障害と自動車事故・最近の裁判事例

- 自動車過失致死事件(刑事裁判)
- 被告人(42歳男性)が軽四輪貨物自動車を運転中、信号のない横断歩道を横断中の76歳男性に衝突、死亡させる。「正面を見て運転した、衝撃があったので、車を停めて後方をみたら、ヒトが倒れていた。」
- 矯正視力 右(1.0) 左(0.3)
- **事故後に網膜色素変性と判明**
- 一審は無罪判決(2012.7)→控訴審も無罪(2014.3)
- 損害賠償(民事裁判)
- 被告人(41歳男性)がY字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車で渡ってきた59歳女性をはね、死亡させる。
- 矯正視力 右(1.0) 左(0.3)
- **事故前に網膜色素変性症と診断され、身障者手帳2級を取得、医師は「運転はもちろん労働も難しい」と本人に伝えていた。**
- 一審(2018.11)、控訴審(2019.3)とも「**重過失**」を認める。

**目の難病認め二審も無罪 大阪高裁、交通死亡事故で運転者の男性に判決**  
2014.3.26 11:19

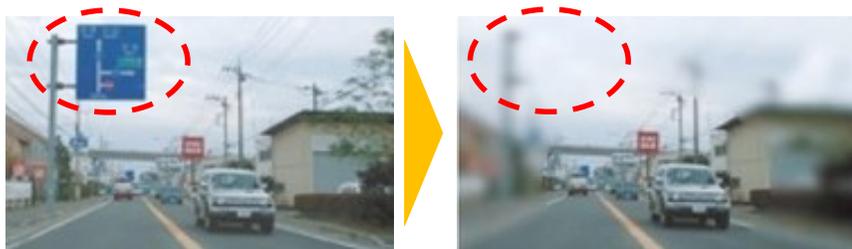
奈良市で平成23年、歩行者の男性＝当時(69)＝を車ではねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた男性被告(45)の控訴審判決が26日、大阪高裁で開かれた。米山正明裁判長は「目の難病で視野が欠け、被害者を見つけるのは困難だった」と述べ、無罪(求刑禁固1年8月)とした1審奈良地裁判決を支持、検察側の控訴を棄却した。

検察側は「前方の安全に注意する義務を怠った」と主張していた。米山裁判長は判決理由で、男性が視野の欠けた「網膜色素変性症」だったと指摘。「衝突直前に、視野の中で感覚が悪い部分に被害者が入り、発見できなかった可能性がある」と退けた。

**視野障害二審も過失認定**  
旭川の死亡事故控訴棄却  
旭川市で平成27年、歩行者の女性＝当時(71)＝を車ではねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた男性被告(41)の控訴審判決が26日、大阪高裁で開かれた。米山正明裁判長は「目の難病で視野が欠け、被害者を見つけるのは困難だった」と述べ、無罪(求刑禁固1年8月)とした1審奈良地裁判決を支持、検察側の控訴を棄却した。

**視野障害二審も過失認定**  
旭川の死亡事故控訴棄却  
旭川市で平成27年、歩行者の女性＝当時(71)＝を車ではねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた男性被告(41)の控訴審判決が26日、大阪高裁で開かれた。米山正明裁判長は「目の難病で視野が欠け、被害者を見つけるのは困難だった」と述べ、無罪(求刑禁固1年8月)とした1審奈良地裁判決を支持、検察側の控訴を棄却した。

## 【緑内障患者の見え方の例】



令和2年度第2回自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた  
更なる交通事故対策W/G  
西葛西・井上眼科病院 國松副院長 ご講演資料より

## 視野障害対策マニュアル（仮称）の策定

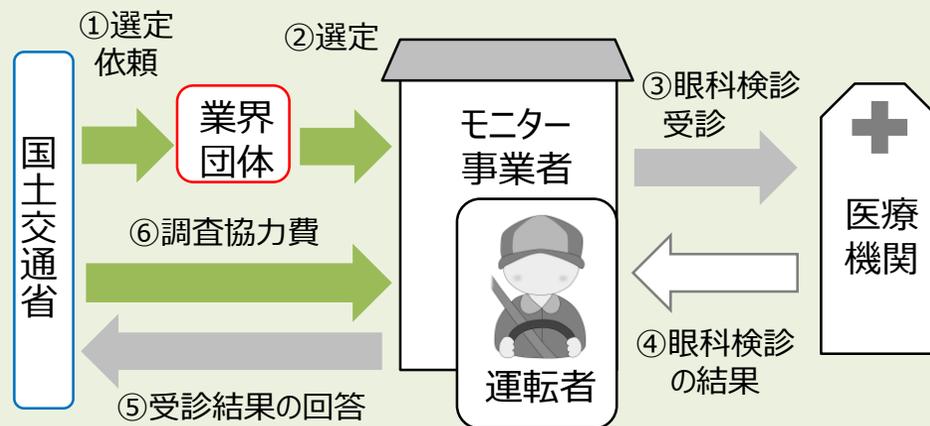
- 自動車運送事業者に対し、視野障害に関する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性について周知するため、運転者の視野障害が原因となる事故の抑止に向けて事業者が取り組むべき内容をまとめたマニュアルを策定する。



## 眼科検診普及に向けたモデル事業の実施

- 眼科検診に積極的に取り組みたいと考えている事業者の中からモニター事業者を選定。
- モニター事業者の運転者が眼科検診を受診し、視野障害の発症や治療の有無、勤務状況、事故発生の有無等について調査し、眼科検診を活用した健康確保の取組の手法を検討し、事業者への周知・普及を図る。

### 【1年目】



### 【2・3年目】

眼科検診受診運転者に係るその後の視野障害の発症や治療の有無、勤務状況、事故発生の有無等について調査

自動車運送事業に係る  
交通事故対策検討会

設置

自動車運送事業に係る  
視野障害対策  
ワーキンググループ

ワーキンググループ委員（案）

＜学識有識者＞

（労務管理関係）  
大原記念労働科学研究所  
① 酒井 主管研究員

（眼科医）  
近畿大学医学部眼科学教室  
② 松本 教授  
たじみ岩瀬眼科  
③ 岩瀬 院長  
西葛西・井上眼科病院  
④ 國松 副院長

＜業界団体＞

- ⑤ 日本バス協会
- ⑥ 全国ハイヤー・タクシー連合会
- ⑦ 全日本トラック協会

【R3年度スケジュール案】

	2021年 11月	12月	2022年 1月	2月	3月	4月
交通事故対策検討会		★				
視野障害対策 ワーキンググループ		★			★	
		☆ 視野障害対策マニュアル(仮称)の 内容について議論 ☆ 眼科検診普及に向けたモデル事 業の進め方について議論			☆ 視野障害対策マニュアル(仮称)の 内容について議論 ☆ 眼科検診普及に向けたモデル事 業の状況について議論	

- ◆ 自動車運送事業における飲酒運転対策
- ◆ ICTの活用による運行管理の高度化
- ◆ 自動車運送事業における高齢者対策
  - ・ 高齢運転者対策
  - ・ 路線バスにおける車内事故対策

## (1) 先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例の周知

先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例を全国の事業者に対して広く周知する。

## (2) 乗客に対して車内事故の危険性について周知

乗客に走行中の着席を徹底させるために、車内事故の危険性について、乗客に対するより有効な周知方法を検討した上で、周知を行う。

## (3) 道路利用者に対し、車内事故の危険性に関する周知

他の道路利用者の車内事故対策への理解を促すために、バス車両付近での一般車両の急制動や強引な割込み、バス停留所付近での一般車両の駐車等が車内事故を誘発すること等について、道路利用者に対するより有効な周知方法を検討した上で、周知を行う。

# 【現状の取組】事業者独自の優良取組事例の調査(車内事故対策)

- 事業者による優良取組事例を運送業界内に横展開することで、他事業者でも取組を実施する際の参考とされるよう、運転者に対する指導やバス利用者や一般ドライバーに対する働きかけの内容、運転者をサポートする機器について調査。
- 今後、国土交通省ホームページ内に専用ページを作成する予定。

## 事例① 運転者に対する指導

高齢の利用者がいる場合には特に運転操作に気をつけること等の運転時の留意点の伝達や高齢者を疑似的に体験できるグッズを用いた指導を実施。

車内事故を防止するための留意点をまとめたポスターを掲示して運転者に注意を促す。



掲示しているポスターの例 (提供：関越交通株式会社)

## 事例② バス利用者に対する働きかけ

業界団体や国土交通省（地方運輸局）が作成したポスターをバス車内に掲示。



業界団体が作成したポスターの例 (提供：公益社団法人 日本バス協会)



中部運輸局が作成したポスターの例

## 事例③ 一般ドライバー等への働きかけ

周辺自動車の無理な割り込みや飛び出し等によるバスの急ブレーキを防止するため、事業者が作成したステッカーをバス車外後方に掲示。

車内事故に繋がる一般ドライバー等の行動をまとめた動画を業界団体が連携して作成。事業者のホームページやバス車内において動画を放映。



車外後方に掲示しているステッカーの例 (左写真) 提供：阪東自動車株式会社 (右写真) 提供：関東バス株式会社

## 事例④ 運転者をサポートする機器 (実証中)

AIを活用して検知した乗客の着席状況を運転席付近に表示することで、運転者の目視による確認をサポート。



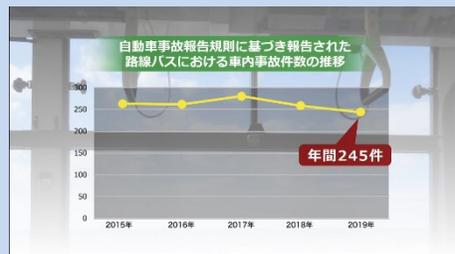
乗客の着席状況を表示している例 (事例) 山梨交通株式会社 (開発：株式会社ジクラ、株式会社エジソンエーアイ) 28

# 【現状の取組】路線バスでの車内事故対策についての周知動画

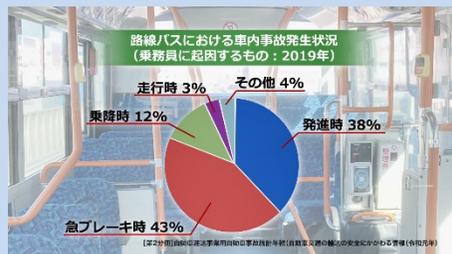
- 路線バスでの車内事故件数を低減するため、テレビ番組において車内事故の傾向や原因を解説し、事故防止のポイントを紹介。
- 動画内では、バス運転者や利用者に対する呼びかけに加え、一般ドライバーに対する呼びかけを実施。

※令和3年10月22日に政府広報（BS朝日）で放送。掲載URL: <https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20211022.html>

## ① 路線バスでの車内事故の傾向



## ② バス運転者・利用者への呼びかけ



**バス利用者が気をつけること**

- 走行中は席を立たない
- 手すり・つり革を持つ
- バスが完全に停車するまでは移動しない

**車内アナウンスをよく聞いてほしい**

車いすの固定には時間がかかるため

**路線バスでの車内事故件数**

高齢者の方の転倒が多く発生

車いす使用者に関連した事故も発生している

近年の傾向として、**発生件数が横ばい**傾向であること、そのうち**高齢者の転倒**が多いことや**車いす使用者に関連する事故**が発生していること、を解説。

事故の発生時のバスの動きを、データを用いて解説。バスの運転者や利用者が、**事故を防止するためにそれぞれ気をつけること**を紹介。

また、車いすの不十分な固定が事故の原因になっている例があることを解説し、**車いすの十分な固定に対する他の利用者の協力**を呼びかけ。

## ③ 一般ドライバーへの呼びかけ

**その他の事故の発生原因**

路線バス付近での一般車両の急ブレーキや強引な割り込み

**その他の事故の発生原因**

停留所付近での違法駐車などが

バス周辺の一般ドライバーの動きによっても車内事故が発生する例を紹介し、**バスの走行に対する一般ドライバーの協力**を呼びかけ。

## ④ 事故を防ぐ3つのポイント

**聞いてナッ!ポイント**

路線バスでの車内事故を起こさないためには

1. 走行中は席を立たない  
手すり・つり革をつかむなど心がけて!

**聞いてナッ!ポイント**

路線バスでの車内事故を起こさないためには

2. 誰もが安心して利用できる環境をつくる!

**聞いてナッ!ポイント**

路線バスでの車内事故を起こさないためには

3. 一般車両のドライバーは交通ルールを守りバスの走行を邪魔しない!

事故を防ぐための**ポイントを3つ**に絞って紹介。

# 【現状の取組】路線バスでの車いす固定法等についての周知動画

- 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、車いすの種類と特徴、固定のポイント、対応の一連の流れについて解説した動画を作成。
- 運転士が知識や理解を深め円滑に対応できるよう、バス事業者における研修等での活用を想定。

※交通エコロジー・モビリティ財団の「交通サポートマネージャー研修サイト」にて公開中。国交省HP(自動車総合安全情報サイト)にも掲載。

## 【主な内容】

### ① 様々な種類の車いすとその特徴



様々な車いすとその特徴について、実演映像と音声を用いて解説。

### ② 車いすの固定のポイント



車いすを固定する際に配慮すべき点や注意すべき点を文章で記載し、紹介。  
また、固定装置の正しい使い方を実演映像と音声を用いて解説。

### ③ 対応の一連の流れ



車いす利用者への対応について、声かけや配慮のポイントを文章で記載し、紹介。  
また、対応の一連の流れについて、実演映像と音声を用いて解説。

## 自動車運送事業における飲酒運転対策 (P.4~13)

- ① 令和4年度に、専門的な内容を議論するために**本検討会の下にワーキンググループを設置することは適当か。**
- ② **ワーキンググループの委員構成は適当か。他に追加すべき専門分野はないか。**
- ③ ワーキンググループでの主な検討議題として『飲酒傾向の強い運転者に対する治療・指導法』や『アルコール検知器の要件追加に向けた検討』は適当か。他に検討すべき議題はないか。
- ④ 追加すべき『アルコール検知器の要件』として12ページに挙げた例は適切か。他に検討すべき要件はないか。
- ⑤ その他、12ページに記載している取組の内容について何か意見はないか。

## ICTの活用による運行管理の高度化 (P.14~20)

『運行管理高度化検討会』で議論している内容の紹介であるため、本日はこのテーマについて論点はございません。

## 自動車運送事業における高齢者対策 (P.21~30)

- ① 『視野障害対策マニュアル』に記載すべき項目として、どのようなものが考えられるか。
- ② 『眼科検診普及に向けたモデル事業』の進め方について、現時点で改善すべき点はないか。